



JAPAN P&I NEWS

組合員各位

関西国際空港 — 荒天時の航行制限の運用開始

日本の海上保安庁は、2019年1月31日より、関西国際空港周辺海域において荒天時の航行制限の運用を開始すると発表しましたので、以下のとおりご案内します。

1. 開始日時

2019年1月31日

2. 対象海域・期間

荒天時に関西国際空港（関空島）から3マイル（約5.5キロメートル）の範囲において、暴風警報等の予測情報を勘案した期間、原則として船舶の航行を制限

3. 対象船舶

船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず制限海域を航行するものとして海上保安庁長官が認めた船舶等以外の船舶

4. 罰則

3月以下の懲役または30万円以下の罰金

以上

添付資料：海上保安庁通知「関西国際空港周辺海域における荒天時の航行制限の運用開始」



平成31年1月31日
海上保安庁

関西国際空港周辺海域における荒天時の航行制限の運用開始

海上保安庁では、関西国際空港周辺海域において、海上交通安全法第26条第1項)に基づき、荒天時の航行制限の運用を開始します。

これは、昨年12月25日に「荒天時の走錨等に起因する事故の再発防止に係る有識者検討会」がとりまとめた中間報告において、「関西国際空港（関空島）周辺海域における荒天時の走錨等については、法規制をもって再発防止に当たるべき」との提言がなされたことを踏まえたものであり、荒天時の航行制限としては全国初です。

1 運用開始日時

平成31年1月31日（木）

2 規制対象

(1) 海域・期間

荒天時に関西国際空港（関空島）から3マイル（約5.5キロメートル）の範囲において、暴風警報等の予測情報を勘案した期間、原則として船舶の航行を制限。

(2) 対象船舶

船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず制限海域を航行するものとして海上保安庁長官が認めた船舶等以外の船舶。

(添付資料)

「走錨海難防止のための新たな航行ルール」

【参考】

- 平成30年9月4日、台風21号の影響により関西国際空港連絡橋にタンカーが衝突し、人流・物流等に甚大な影響が発生。
- 同年10月24日、有識者及び海事関係者等による「荒天時の走錨等に起因する事故の再発防止に係る有識者検討会」（座長：河野真理子早稲田大学法学学術院教授）を設置し、再発防止のあり方について検討開始。
- 同年12月25日の第3回検討会において「中間報告」をとりまとめ。
- 引き続き、関西国際空港周辺海域以外の海域を含めた同種事故の再発防止のあり方について、年度内を目途に最終報告を予定。



走錨海難防止のための新たな航行ルール



平成31年1月31日から海上交通安全法の規定に基づき、**暴風又は暴風雪に関する気象警報の発表が予想される時には、「関西国際空港(関空島)の陸岸から3海里内」の「船舶の航行」が「制限」されます。**

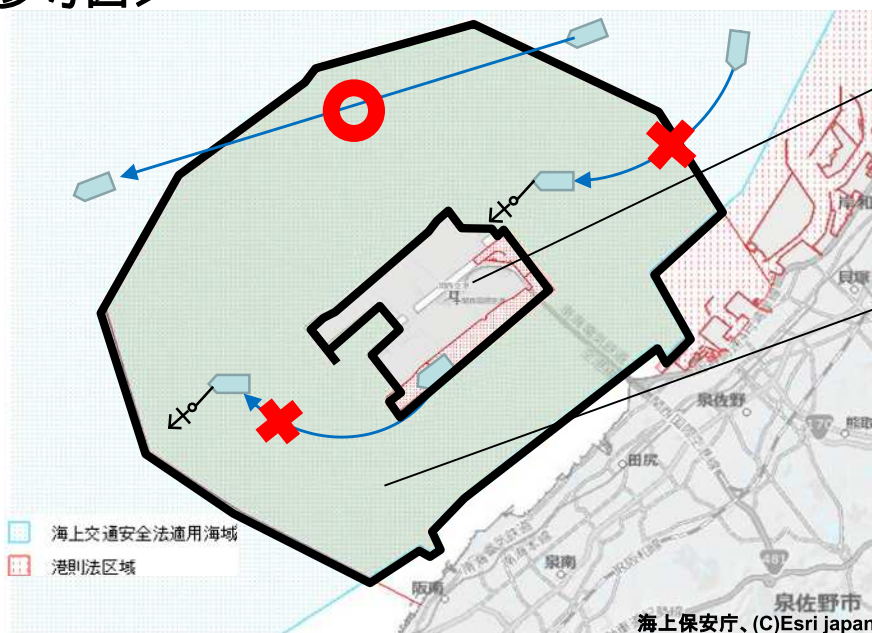
下の表に記載する海域、期間中、船舶の航行が制限されます。

| | |
|----|--|
| 海域 | 関西国際空港(関空島)の陸岸から3海里(約5.5キロメートル)の範囲(下参考図枠参照) |
| 期間 | 大阪府泉佐野市、泉南市又は泉南郡田尻町において暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生の可能性のある期間を考慮して、海上保安庁長官が別に定める期間 |
| 船舶 | 次に掲げる船舶以外の船舶 一 総トン数百トン未満の船舶 二 人命又は財産の保護、公共の秩序の維持その他公益上の必要が認められる用務を行うため、やむを得ず上欄に掲げる海域を航行する船舶 三 海上保安庁の船舶 四 船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず上欄に掲げる海域を航行するものとして海上保安庁長官が認めた船舶 五 前各号に掲げるもののほか、海上保安庁長官が認めた船舶 |

適用法令:海上交通安全法第26条第1項

罰 則:海上交通安全法第47条第2号(3月以下の懲役又は30万円以下の罰金)

<参考図>



関西国際空港
(関空島)

関西国際空港(関空島)
の陸岸から3海里の範囲
(枠内の海域)

【周知方法】

船舶の航行を制限する際は、第五管区海上保安本部から航行警報、無線電話(VHF)及びインターネットホームページ等により周知します。

※参照条文

○海上交通安全法（昭和47年法律第115号）（抄）

第二十六条 海上保安庁長官は、工事若しくは作業の実施により又は船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、告示により、期間を定めて、当該海域を航行することができる船舶又は時間を制限することができる。ただし、当該海域を航行することができる船舶又は時間を制限する緊急の必要がある場合において、告示により定めるいとまがないときは、他の適当な方法によることができる。

2・3 （略）

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第十条の二、第二十六条第一項又は第三十五条の規定による海上保安庁長官の処分の違反となるような行為をした者

三～七 （略）